

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

平成19年第2回幕別町議会臨時会
(平成19年5月9日 10時00分 開会・開議)

臨時議長の紹介

議員自己紹介

町長挨拶

教育委員会委員長、農業委員会会長、代表監査委員の自己紹介

執行機関幹部職員紹介

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 仮議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

2 杉坂達男 3 斉藤喜志雄 4 古川 稔

日程第3 選挙第1号 議長の選挙

日程第4 会期の決定

日程第5 選挙第2号 副議長の選挙

日程第6 議席の指定

日程第7 常任委員会委員の選任

日程第8 議長の常任委員会委員の辞任

日程第9 議会運営委員会委員の選任

日程第10 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

日程第11 選挙第3号 東十勝消防事務組合議会議員の選挙

日程第12 選挙第4号 南十勝複合事務組合議会議員の選挙

日程第13 選挙第5号 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙

日程第14 選挙第6号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

日程第15 選挙第7号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙

日程第16 報告第2号 平成18年度幕別町水道事業会計予算繰越について

日程第17 承認第1号 専決処分した事件の承認について

(平成18年度幕別町一般会計補正予算(第6号))

日程第18 承認第2号 専決処分した事件の承認について

(平成18年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第5号))

日程第19 議案第30号 幕別町税条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第31号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第32号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第22 議案第33号 副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第23 議案第34号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第24 閉会中の継続審査の申し出(議会運営委員会)

会 議 録

平成19年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成19年5月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 5月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 芳滝 仁 12 中野敏勝 13 乾 邦広 14 永井繁樹 15 杉山晴夫
16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副町長 西尾 治 副町長 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健治 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄
教育部長 水谷幸雄 札内支所長 熊谷直則 忠類総合支所長 川島広美
総務課長 川瀬俊彦 糠内出張所長 中川輝彦 税務課長 前川満博
企画室参事 羽磨知成 福祉課長 米川伸宜 保健課長 久保雅昭
民生部参事 森 広幸 町民課長 田村修一 農林課長 増子一馬
土地改良課長 角田和彦 経済部参事 田井啓一 土木課長 佐藤和良
都市計画課長 田中光夫 施設課長 古川耕一 車両センター所長 森 範康
水道課長 橋本孝男 会計課長 鎌田光洋 学校教育課長 八代芳雄
学校給食センター所長 仲上雄治 生涯学習課長 長谷 繁 図書館長 平野利夫
幕別農業委員会事務局長 飛田 栄 忠類農業員会事務局長 稲田和博
監査委員事務局長 坂野松四郎 地域振興課長 姉崎二三男 保健福祉課長 野坂正美
住民課長 湯佐茂雄 経済課長 飯田晴義 建設課長 吉田隆一 教育課長 中川正則
東十勝消防事務組合消防次長 池浦宗男 幕別消防署長 佐藤 勇
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 杉坂達男 3 斉藤喜志雄 4 古川 稔

議事の経過

(平成 19 年 5 月 9 日 10:00 開会・開議)

[臨時議長の紹介]

○事務局長（堂前芳昭） ご起立願います。おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の杉山議員をご紹介します。

杉山議員、議長席へどうぞ。

[臨時議長挨拶]

○臨時議長（杉山晴夫） ただいま紹介されました杉山です。

地方自治法第 107 条の規定によって、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

[議員自己紹介]

○臨時議長（杉山晴夫） お諮りいたします。

このたびの選挙において、お互いに当選の荣誉に輝き、議席を得たのでありますが、初対面の方もありますので、ここで住所・氏名など簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長（杉山晴夫） 異議がないようですので、杉坂議員から順次自己紹介をお願いします。

杉坂議員。

○（杉坂達男） 忠類の杉坂達男です。

どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 斉藤議員。

○（斉藤喜志雄） 旭町に住んでおります斉藤喜志雄です。

どうぞよろしく願いをいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 古川議員。

○（古川 稔） 相川に住んでおります古川稔です。

よろしく願いいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 中野議員。

○（中野敏勝） 札内あかしや町の中野敏勝です。

どうかよろしく願いいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 野原議員。

○（野原恵子） 旭町在住の野原恵子です。

よろしく願いします。

○臨時議長（杉山晴夫） 増田議員。

○（増田武夫） 忠類錦町の増田武夫です。

どうかよろしく願いします。

○臨時議長（杉山晴夫） 藤原議員。

○（藤原 孟） 旭町第 1 公区に住んでおります藤原孟です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 大野議員。

○（大野和政） 札内依田の大野和政です。

ひとつよろしくお願ひします。

○臨時議長（杉山晴夫） 牧野議員。

○（牧野茂敏） 古舞栄の牧野茂敏です。

よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 千葉議員。

○（千葉幹雄） 錦町に住んでおります千葉幹雄でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○臨時議長（杉山晴夫） 前川敏春議員。

○（前川敏春） 明倫に住んでおります前川敏春です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 助川議員。

○（助川順一） 西猿別地区に住んでおります助川です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 乾議員。

○（乾 邦広） 途別に住んでおります乾邦広です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 中橋議員。

○（中橋友子） 札内桂町に住んでおります中橋友子です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 芳滝議員。

○（芳滝 仁） 札内桂町、芳滝仁です。

よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 永井議員。

○（永井繁樹） 元町に住んでおります永井繁樹です。

どうぞよろしくお願ひします。

○臨時議長（杉山晴夫） 谷口委員。

○（谷口和弥） 札内暁町に住んでおります谷口和弥といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 前川雅志議員。

○（前川雅志） 旭町に住んでいます前川雅志といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（杉山晴夫） 堀川議員。

○（堀川貴庸） 札内春日町に住んでおります堀川貴庸です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

[町長挨拶]

○臨時議長（杉山晴夫） ここで、町長からご挨拶をお願ひします。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 統一地方選挙が終わり、本日改選後初の議会が開催されるに当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

はじめに、多くの町民の皆さんの期待を担って議席を得られました議員の皆さんに心からお祝いとお喜びを申し上げます。

私も、このたびの町長選挙におきまして、無投票により3期目当選の栄に浴させていただきました。
このことは、議員の皆さんをはじめ、多くの町民の皆さんの温かいご支援の賜物であると、深く感謝をいたしているところであります。

ただ、無投票により当選といいましても、決して白紙委任を受けたものとは思ってはおりませんし、2期8年間の町政執行の全てが認められたものとは思っておりません。無投票に隠れた声なき声や批判にも真摯に耳を傾け、今一度初心に返り、公正で清潔な町政の推進になお一層努力をいたしてまいりたいと考えているところであります。

また、幕別町は、昨年2月忠類村と合併し、新しい幕別町として新たな一歩を踏み始めました。今までも申し上げてまいりましたが、合併は終着点ではなく、新たなまちづくりのスタートであります。幕別・忠類の一体感の醸成と均衡ある発展の確保に努め、時代を担う世代に自信を持って引き継ぐことのできるまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、今日の地方自治体を取り巻く行財政環境は極めて厳しいものがありますが、今後とも議会をはじめ、町民の皆さんのご理解、ご指導を頂きながら、職員共々全力を傾注してまいりたいと考えております。

どうか、議員の皆さんの温かいご指導ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、誠に簡単ではありますが、再任に当たりまして一言ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

[教育委員会委員長・代表監査委員・農業委員会会長の紹介]

○臨時議長（杉山晴夫） 次に、教育委員会委員長、代表監査委員、農業委員会会長が出席されておりますので、自己紹介をお願いいたしたいと思っております。

教育委員会委員長よりお願いします。

○教育委員会委員長（林 郁男） 委員長の林でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○代表監査委員（市川富美男） 札内青葉町におります代表監査委員の市川でございます。

よろしくお願いをいたします。

○農業委員会会長（上田健治） 農業委員会の会長を仰せつかっております上田と申します。

よろしくお願いをいたします。

[執行機関幹部職員紹介]

○臨時議長（杉山晴夫） 続きまして、執行機関幹部職員の紹介をお願いします。

西尾副町長。

○副町長（西尾 治） 職員の紹介をさせていただきますが、議場の関係もございまして、先に課長職から紹介をさせていただきたいと思っております。

課長職が前段に全員並びますので、一人ずつ紹介をさせていただきます。

それでは、紹介をさせていただきます。

総務課長、川瀬俊彦。

税務課長 前川満博。

糠内出張所長、中川輝彦。

企画室参事、羽磨知成。

福祉課長、米川伸宜。

保健課長、久保雅昭。

民生部参事、森広幸。

町民課長、田村修一。

農林課長、増子一馬。

商工観光課長につきましては、経済部長が事務を取り扱っております。

経済部参事、田井啓一。

土地改良課長の角田につきましては、公務で出張中でございます。

土木課長、佐藤和良。

都市計画課長の田中につきましても、出張で今日は出席できません。

施設課長、古川耕一。

車両センター所長、森範康。

水道課長、橋本孝男。

会計課長、鎌田光洋。

学校教育課長、八代芳雄。

忠類総合支所地域振興課長、姉崎二三男。

同じく、忠類総合支所保健福祉課長、野坂正美。

忠類総合支所住民課長、湯佐茂雄。

忠類総合支所経済課長、飯田晴義。

忠類総合支所建設課長、吉田隆一。

幕別農業委員会事務局長、飛田栄。

忠類農業員会事務局長、稲田和博。

議会事務局議事課長、横山義嗣。

監査委員事務局長、坂野松四郎。

教育委員会学校教育課長、八代芳雄。

生涯学習課長、長谷繁。

図書館長、平野利夫。

幕別学校給食センター所長、仲上雄治。

教育課長、中川正則。

東十勝消防事務組合消防次長、池浦宗男。

幕別消防署長、佐藤勇。

以上で課長職の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、特別職の紹介をさせていただきます。

副町長、遠藤清一。

収入役、金子隆司。

教育長、高橋平明。

続きまして、部長職を紹介させていただきます。

総務部長、菅好弘。

経済部長、藤内和三。

民生部長、新屋敷清志。

企画室長、佐藤昌親。

建設部長兼水道部長、高橋政雄。

忠類総合支所長、川島広美。

札内支所長、熊谷直則。

議会事務局長、堂前芳昭。

教育部長、水谷幸雄。

消防長、中村忠行。

副町長の西尾と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

[開会・会議宣告]

- 臨時議長（杉山晴夫） ただいまから、平成 19 年第 2 回幕別町議会臨時会を開会します。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 臨時議長（杉山晴夫） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[仮議席の指名]

- 臨時議長（杉山晴夫） 日程第 1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

[会議録署名議員の指名]

- 臨時議長（杉山晴夫） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、臨時議長において、2 番杉坂議員、3 番齊藤議員、4 番古川議員を指名いたします。

[議長選挙]

- 臨時議長（杉山晴夫） 日程第 3、選挙第 1 号、議長の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選したいと思いますが、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 臨時議長（杉山晴夫） 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 臨時議長（杉山晴夫） 異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
議長に、古川稔議員を指名します。
お諮りします。
ただいま、議長が指名いたしました古川稔議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 臨時議長（杉山晴夫） 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました古川稔議員が議長に当選されました。
ただいま、議長に当選された古川稔議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。
議長に当選された、古川稔議員から発言を求められておりますので、これを許します。
古川稔議員。
- 議長（古川 稔） ただいま、議員各位のご推挙により、不肖私が第 10 代幕別町議会議長の要職を仰せつかり、誠に光栄であります。と同時に、責務の大きさを考えると、身の引き締まる思いであります。
もともと浅学非才の私ではありますが、不偏不党、公正無私を胸に、議会運営を進めてまいる所存でございます。

今日の町財政は厳しさを増し、議会の責任も大きく、町民の負託に応える議会づくりが求められているものと思っております。

合併による地域町民の一層の融合も課題の一つかと考えております。

住みよいまちづくり、住んでよかったまちづくりに向け、行政と両輪となって、開かれた議会、求められる議会活動に応えられるよう頑張ってみりたいと思っております。

しかし、議員各位の支援なくしてできるものでもありません。

全身全霊をもって頑張ってみたいと思いますので、一層のお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます、簡単でありますけれども挨拶とさせていただきます。

(拍手)

○臨時議長（杉山晴夫） これで臨時議長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

古川議長、議長席にお着き願います。

ここで暫時休憩します。

10:21 休憩

10:22 再開

[議長・議長席に着席]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

[副議長の選挙]

○議長（古川 稔） 日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、千葉幹雄議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました千葉幹雄議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました千葉幹雄議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選された千葉幹雄議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選された千葉幹雄議員から発言を求められておりますので、これを許します。

千葉幹雄議員。

○副議長(千葉幹雄) 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、不肖私を歴史のある本幕別町議会の15代目の副議長に、満場一致でご推挙を頂きました。大変光栄に思うと同時に、身の引き締まる思いであります。

今後は、町民の皆さんにさらに信頼していただけるような議会、そして町民の福祉の向上、忠類地区を含めた町の発展に寄与できる議会を目指し、議長の補佐役としての責任を果たすつもりでございます。

大変微力でありますけれども、一生懸命頑張りたいというふうに思っております。

議員の皆様の一層のご指導、ご協力を頂きますよう、心からお願い申し上げます。就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍手)

[議席の指定]

○議長(古川 稔) 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長が指定します。

なお、会議規則運用内規によって、議長席は最終番、副議長席は最終番より2番目と定められていますので申し添えます。

それでは、氏名と議席番号を事務局に朗読させます。

○事務局長(堂前芳昭) 申し上げます。

1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10 番前川敏春議員、11 番芳滝議員、12 番中野議員、13 番乾議員、14 番永井議員、15 番杉山議員、16 番大野議員、17 番杉坂議員、18 番助川議員、19 番千葉議員、20 番古川議員。

以上です。

○議長(古川 稔) ただいま、朗読したとおり議席を指定いたします。

指定した議席に移動、着席願います。

暫時休憩いたします。

10:28 休憩

10:29 再開

○議長(古川 稔) 休憩を解いて再開いたします。

[常任委員の選任]

○議長(古川 稔) 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名します。

事務局に朗読させます。

○事務局長（堂前芳昭） 朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に、1 番中橋議員、3 番齊藤議員、6 番前川雅志議員、10 番前川敏春議員、11 番芳滝議員、19 番千葉議員、20 番古川議員。以上 7 名です。

次に、民生常任委員会委員に、4 番藤原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、12 番中野議員、14 番永井議員、15 番杉山議員、17 番杉坂議員。以上 7 名です。

次に、産業建設常任委員会委員に、2 番谷口議員、5 番堀川議員、7 番野原議員、13 番乾議員、16 番大野議員、18 番助川議員。以上 6 名です。

以上で朗読を終わります。

○議長（古川 稔） ただいま朗読しましたとおり、各常任委員会委員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

[議長の常任委員会委員辞退願配付]

○議長（古川 稔） ここで、常任委員辞退願配付のため暫時休憩します。

10：31 休憩

10：32 再開

[議長の常任委員会委員の辞任]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。

私は総務文教常任委員会に所属いたしましたが、議長の職責上、常任委員を辞任いたしたいと思い、辞任願を提出いたします。

なお、この場合、私は除斥の対象となりますので退席します。

副議長、議長席に着席願います。

ここで暫時休憩いたします。

（議長退席）

10：33 休憩

10：34 再開

[副議長、議長席に着席]

○副議長（千葉幹雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8、議長の常任委員会委員の辞任を議題といたします。

ただいま、総務文教常任委員に選任されました議長から常任委員の辞任願が提出されました。

議長は、各委員会へ出席権が与えられていること、本会議における可否同数の際の裁決権などを有しており、また、行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員を辞任したいとの申出であります。

お諮りいたします。

本件は、申出のとおり辞任することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで議長職を交代いたしますので、暫時休憩いたします。

10 : 35 休憩

10 : 36 再開

(議長着席)

[議長、議長席へ]

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先に決定いたしました各常任委員会で、会議を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10 : 36 休憩

10 : 43 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、各常任委員会から、正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長に前川敏春議員、副委員長に芳滝仁議員。

民生常任委員会、委員長に中野敏勝議員、副委員長に杉山晴夫議員。

産業建設常任委員会、委員長に野原恵子議員、副委員長に堀川貴庸議員。

以上のとおり、各常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

○事務局長(堂前芳昭) 朗読いたします。

議会運営委員に、1番中橋議員、7番野原議員、10番前川敏春議員、12番中野議員、13番乾議員、14番永井議員、15番杉山議員、16番大野議員。以上8名です。

○議長(古川 稔) ただいま朗読しましたとおり、議会運営委員会委員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会を開催いたしますので暫時休憩いたします。

10 : 46 休憩

10 : 53 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

委員長に、乾邦広議員。副委員長に中橋友子議員。

以上のとおり、議会運営委員会の正副委員長が決定いたしました。

[特別委員会の設置]

○議長(古川 稔) 日程第10、議会広報特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、名称・目的・定数・期間・閉会中の継続審査などを定めた議会広報特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっていきますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

○事務局長(堂前芳昭) 朗読いたします。

議会広報特別委員会委員に、2番谷口議員、3番斉藤議員、9番牧野議員、11番芳滝議員、19番千葉議員。以上5名です。

○議長(古川 稔) ただいま朗読しましたとおり、議会広報特別委員会委員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を、議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会広報特別委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

10:55 休憩

11:01 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会広報特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

委員長に芳滝仁議員、副委員長に牧野茂敏議員。

以上のとおり、議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

この際、11時15分まで休憩いたします。

11:01 休憩

11:15 再開

[一部事務組合議会議員の選挙]

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、選挙第3号、東十勝消防事務組合議会議員の選挙から、日程第15、選挙第7号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙まで、一括して選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

それでは、事務局に朗読させます。

○事務局長(堂前芳昭) 朗読いたします。

東十勝消防事務組合議会議員に、2番谷口議員、6番前川雅志議員、9番牧野議員。以上3名です。

次に、南十勝複合事務組合議会議員に、8番増田議員、17番杉坂議員。以上2名です。

次に、十勝環境複合事務組合議会議員に、古川議長。

十勝圏複合事務組合議会議員に、古川議長。

十勝中部広域水道企業団議会議員に、古川議長。

以上でございます。

○議長(古川 稔) ただいま朗読しましたとおり、選挙第3号、東十勝消防事務組合議会議員の選挙から、選挙第7号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙までについて指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました諸君を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君が各組合議会議員に当選されました。

[付託省略]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

日程第16、報告第2号から、日程第23、議案第34号までの8議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、報告第2号から、日程第23、議案第34号までの8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第16、報告第2号、平成18年度幕別町水道事業会計予算繰越についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾副町長。

○副町長(西尾 治) 報告第2号、平成18年度幕別町水道事業会計予算繰越について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

水道事業会計につきましては、地方公営企業法を適用し、運営をいたしておりますが、地方公営企業法第26条第1項において、建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、予算の繰越を行うことができると規定されております。

このたびの予算の繰越につきましては、事業主体であります帯広土木現業所が札内南大通踏切除却工事に伴う水道管移設工事において、当初帯広土木現業所との協議では、平成18年中に踏切除却工事が完成し、その後水道管の移設工事を実施することとなっておりますが、踏切除却工事の工程が大幅に遅れたため、水道管移設工事が年度内に完成することが困難になりましたことから、予算を繰り

越すものであります。

このことから、本予算の繰越につきましては、同法第 26 条第 2 項ただし書きに規定しております年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため、支払義務が生じなかった事業、いわゆる事故繰越に当たり、翌年度に 265 万 5,000 円を財源と合わせて繰越をして使用するものであります。

なお、繰越した予算につきましては、同法第 26 条第 3 項に基づき、次の議会において、その旨を報告しなければならないと規定されているものであり、今回報告をさせていただくものであります。

以上で、報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 17、承認第 1 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾副町長。

○副町長（西尾 治） 承認第 1 号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成 18 年度幕別町一般会計補正予算でございます。

専決処分の日付は、平成 19 年 3 月 30 日となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

平成 18 年度幕別町一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,191 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156 億 7,703 万 9,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3 ページから 5 ページに記載しております第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、地方債の補正でございますが、6 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表地方債の補正、変更でございます。

地域イントラネット基盤整備事業ほか 13 件の事業でございます。事業費の確定に伴います起債額の変更でございます。

なお、今回の変更によりまして、総体で 1,610 万円の増となるものでございます。

それでは最初に、歳出からご説明申し上げます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、17 目基金管理費、補正額 4 万 8,000 円の増額補正でございます。土地開発基金の基金利子を土地開発基金に積み立てるために繰り出すものでございます。

次に、7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、983 万 7,000 円の減額補正でございますが、中小企業の融資保証料あるいは利子補給費、額の確定に伴いますそれぞれの減額補正でございます。

6 目企業誘致対策費、8,664 万円の減額補正でございます。工業団地取得資金貸付金の不用額を減額させていただくものでございます。

7 目道の駅建設事業費、1,548 万 3,000 円の減額補正でございますが、事業費の確定に伴いまして、次のページにまたがってございますが、工事請負費、備品購入費等を減額させていただくものでござ

います。

次に、歳入でございますが、7ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、626万8,000円の追加でございます。徴収率あるいは滞納繰越分の増額分を補正させていただくものでございます。

2款地方譲与税、1項所得譲与税、1目所得譲与税、257万3,000円の追加補正でございますが、交付額の確定に伴うものでございます。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、1,260万9,000円の追加でございます。この目につきましても、交付額の決定に伴うものでございます。

次のページになりますが、3項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、453万3,000円の増額補正でございます。額の確定によるものでございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、549万1,000円の減額でございます。交付額の確定によるものでございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、378万円の追加でございますが、交付額の確定によるものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、412万3,000円の追加でございますが、本目につきましても交付額の確定に伴うものでございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、3,672万7,000円の追加でございます。交付額の確定に伴うものでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、582万4,000円の減額補正でございます。利用回数の確定に伴うものでございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、960万1,000円の追加でございますが、本目についても交付額の確定に伴うものでございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1,887万4,000円の増額補正でございますが、普通交付税、特別交付税とも額の確定に伴うものでございます。

次のページになりますが、12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、71万6,000円の追加でございます。額の確定に伴うものでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、26万3,000円の減額でございます。事業費の確定に伴います補助額の減額補正でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、4万8,000円の追加でございますが、土地開発基金の利子分でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、1億3,000万円の減額補正でございます。今回の専決処分によりまして、財源に余裕が出た部分につきましては、減債基金の繰入れを繰り戻すものでございます。

次のページになりますが、21款諸収入、3項貸付金元利収入、9目工業団地取得資金貸付金元金収入、8,664万円の減額でございますが、貸付額の確定に伴うものでございます。

4項受託事業収入、3目民生費受託事業収入、35万4,000円の追加でございます。保育所広域入所受託事業、帯広市から1名、音更町から1名、それぞれ1カ月、3カ月、総体で4カ月分、他市町の児童を本町の保育所に受け入れたことによります収入を計上するものでございます。

22款町債、1項町債、1目総務債、260万円の減額。3目農林業債、2,100万円の増額。4目商工債、1,420万円の減額。次のページになりますが、5目土木債、1,190万円の増額でございます。起債につきましても、事業費の確定に伴います起債額の変更による増額補正でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 18、承認第 2 号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾副町長。

○副町長（西尾 治） 承認第 2 号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、報告し、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成 18 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算であります。

専決処分の日付は、平成 19 年 3 月 30 日でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

平成 18 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 152 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 6,058 万 6,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出でございますが、6 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、152 万 7,000 円の追加でございます。起債償還利子でございますが、当初借換債の借換期日の関係がございまして、もう少し借換日を早めに実行する予定でございましたが、借換債の許可の関係によりまして、借換債の借入期日が遅れたことによりまして起債利子から償還分が出ましたことから、今回専決処分により追加をさせていただくものでございます。

前ページ、お戻りいただきたいと思います。

歳入でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、152 万 7,000 円の追加でございます。札内処理区の使用料、あるいは滞納分、繰越分を計上させていただくものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 19、議案第 30 号、幕別町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾副町長。

○副町長（西尾 治） 議案第 30 号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成 19 年 3 月 30 日に交付され、平

成 19 年 4 月 1 日から適用されることに伴いまして、幕別町税条例の一部を改正するものであります。

お手元に配付をしてございます説明資料のほかに改正概要をお配りしているかと思いますが、概要の方で説明をさせていただきたいと思っております。

概要の 1 ページを御覧いただきたいと思っております。

はじめに、個人町民税についての改正であります。改正項目の 1 点目、信託法の一部改正に伴う改正であります。

条例第 23 条につきましては、昨年信託法の一部が改正され、信託利益に対する課税に係る規定が整備されましたことから、新たな累計である法人課税信託に関しまして、個人住民税に係る規定の整備を行ったもので、町民税の納税義務者に法人課税信託の引受けを行うことにより、法人税を課せられる個人で町内に事務所又は事業所を有するものを追加したものであります。

次に、条例第 31 条第 2 項につきましても、信託法の一部改正に伴い、法人町民税の税率表中の条文の整理を行ったものであります。

適用年月日につきましては、いずれも改正信託法の公布の日から起算して 1 年 6 カ月を超えない範囲内において、政令で定める日となっております。

改正項目の 2 点目、条例第 19 条の 2 につきましては、証券取引法という題名が、金融商品取引法に改められたことから、条文の整理を行うもので、適応年月日は、金融商品取引法の交付の日から起算して 1 年 6 カ月を超えない範囲内において、政令で定める日となっております。

改正項目の 3 点目、条例附則第 21 条の 5 につきましては、日仏租税条約の改正に伴う規定の整備でございます。居住者が租税条約の相手国の社会保障制度に、保険料を支払った場合、租税条約の規定に基づき一定の金額を限度として、その保険料をその年の個人住民税に係る総所得金額等から控除するもので、平成 19 年 4 月 1 日以後に支払う、又は控除される保険料より適用されるものであります。

次に、概要の 2 ページを御覧いただきたいと思っております。

改正項目の 4 点目は、町民税の課税の特例であります。

最初に、条例附則 17 条の 2 第 3 項につきましては、優良住宅地の造成等のために、土地を譲渡した場合の課税の特例を定めたものであります。租税特別措置法において、特例の対象が拡充されることなどの改正が行われましたことから、条文の整理を行ったものであります。

なお、この租税特別措置法の改正につきましては、個人住民税に自動的に影響を及ぼすもので、適用月日につきましては、平成 20 年 4 月 1 日からであります。

次に、条例附則 19 条の 3 のほかにつきましては、個人の町民税の課税の特例を規定しているものでございます。上場株式等の配当等に係る軽減税率につきましては、現在 1.8%の軽減税率が適用されており、この特例の適用期限を譲渡益については平成 20 年 12 月 31 日まで、配当所得につきましては平成 21 年 3 月 31 日まで、それぞれ 1 年間延長するもので、適用年月日につきましては平成 19 年 4 月 1 日からであります。

次に、条例附則 21 条につきましては、特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例、いわゆるエンゼル税制であります。現行の特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の 2 分の 1 の課税の特例の適用期限を平成 21 年 3 月 31 日までとし、さらに 2 年間延長するもので、適用年月日につきましては、平成 19 年 4 月 1 日からであります。

次に、3 ページをお開きいただきたいと思っております。

固定資産税についての改正であります。

改正項目の 1 点目、条例附則第 10 条の 2、第 6 項につきましては、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の創設であります。平成 19 年 1 月 1 日において、65 歳以上の者、介護保険法の要介護、要支援の認定を受けている者、又は障害者である者が居住する既存住宅について、平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税に限り税額の 3 分の 1 を減額する特定措置を創設するもので、平成 19 年度以後の年度分の固定資産税について適用となるものであります。なお、一定のバリアフリー改修工事の内容につ

きましては、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替工事や床表面のすべり止め化などが対象となるものであります。

改正項目の2点目、条例附則第11条の3につきましては、鉄軌道用地の価格の特例を創設したものでございますが、この鉄軌道用地につきましては幕別町内には該当する用地はございませんが、いわゆる駅中ビジネスに見られますように、近年土地利用の多様化、複雑化が進み、鉄道施設と商業等施設が混在化、重層化してきておりますことから、鉄軌道用地の中で、鉄道又は軌道による運送の用途、運送以外の複合的利用に供する鉄軌道用地と区分をいたしまして、それぞれの用に供する部分の延べ面積等の割合で地籍を案分し対応する評価額を求める評価方法に変更されたものでありまして、これにより運送以外の用に供する部分の評価額につきましては、付近の土地の価格に基準して求めるものとし、平成19年度の固定資産税から適用されるものであります。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

たばこ税についての改正であります。

平成11年度の改正によりまして、当分の間の措置として、たばこ税の税率については、地方税法附則に規定されておりますが、このうち製造たばこについて条例附則第16条の2の特別税率を廃止し、当該税率を税条例本則の税率と改正するものであります。

なお、今改正による実質的な増減収はございませんが、適用年月日につきましては、平成19年4月1日からとするものであります。

次に、特別土地保有税についてであります。ご承知のとおり特別土地保有税につきましては、平成15年度から新たな課税は中止となっておりますが、平成15年度以前に課せられました徴収猶予の根拠となっている非課税措置について、その適用期限の延長など、所要の措置を講じましたことから条文の整理を行ったものであります。適用年月日につきましては、平成19年4月1日であります。

なお、本条例の適用日は平成19年4月1日ですが、それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきましては附則に規定したところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） それぞれの町民税の改正ということでありまして、微妙な影響が出てくるものもあるのだろうなというふうに思います。

ただ、この中で、特にただいま概要の方で説明を頂きました2ページの（4）町民税の課税の特例の中の真ん中の段にあります法第71条の28の改正にかかわる上場株式等にかかわる譲渡所得、あるいは配当の税の優遇措置ですね。これについては、一連の地方税法改正の中で、かなり負担になることが多かったのですが、この項目については、いわゆる富裕層を優遇するものでないかというようなことで、一定の期限が設けられて施行されてきたものだというふうに理解をしていたのですよね。

その理由も、貯蓄を株の方のお金にまわさせるとというような目的、経済界の大きな目的から出発したというふうに聞いているのですけれども、本来でありますと、それらの目的も数字上では達成されているというようなこともありまして、期限どおりこれ以上の優遇は必要ないというものであるというふうに、私は思うのです。

ただ、どちらかという、うちの町の中でどのぐらいの方がこれに当てはまっていくのかなというふうに思うと、そんなに大きな影響はないのかなというふうに思いまして、その辺の実態について、押さえていらっしゃることを教えていただきたい、このように思います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今の上場株式等に係る配当、あるいは譲渡所得の町内における状況ということでございますけれども、配当金、譲渡金の町民税、こちらにつきましては一括して差し引かれて、そして後日町民税分として配当割交付金並びに株式譲渡所得割交付金として、町に交付されてきており

ますので、実際、町民税として申告、こちらの方で受けているということではございませんので、数字としては、ちょっとどれぐらいの方がという数字は、今のところ掴んでおりません。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 仕組み上、なかなか数字が出ないのだろうというふうに思うのですけれども、実際にこういう優遇措置を受けているであろうというような、税のいろいろな側面から見て推測される部分もあるというふうに思うのですよね。

ですから、実際にこの町民の中で、確定はできないでしょうけれども、私はこの対象になる方はほとんど少ないのではないかなというふうに思っているのですが、大きくくりで押さえた場合に、この優遇措置を受けている町民というのは少ないというふうに押さえてよろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（前川満博） これは確かな情報ではないのですが、幕別町にあります北洋銀行、こちらの方の、この恐らく投資信託という、こちらの方のあれになるかと思うのですけれども、こちらの数字が全道規模で、額は別として、町民の割合に対する投資信託の、信託の割合が全道で2位になっているという話を聞いておりますので、人数的には、これはどれぐらいの人数というのは私どもではちょっとわかりませんが、町内でそこら辺、そういう投資信託などされている方もそれなりの人数はいるのかなというふうな考えで押さえております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それなりにいるということは、かなりそれではあれですか。私は少ないというふうに押さえていたのですけれども、そうではないということですね。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 多いということは断定できませんけども、ある程度はうちの町の規模として、全道的に見た場合は平均以上いるのかなというふうに押さえております。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、13時まで休憩したいと思います。

11：49 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第31号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾副町長。

○副町長（西尾 治） 議案第31号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、平成19年4月1日施行の地方税法施行令の一部を改正する政令におきまして、国民健康保険税基礎課税額、いわゆる医療分の課税限度額が改正となりましたことから、それに併せまして改正をするものであります。

第2条第2項は、基礎課税額につきまして規定しているものでありますが、地方税法施行令の改正に併せまして、基礎課税額の課税限度額を53万円から56万円の引き上げるものであります。

第11条第1項につきましては、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減について規定したものでありますが、軽減後の課税限度額を第2条第2項同様に53万円から56万円に引き上げるものでございます。

附則第1項は、施行期日を規定したものでございますが、平成19年4月1日とするものであります。

附則第2項につきまして、適用区分について規定してあるものでございますが、本条例につきましては、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでありまして、平成18年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとするものであります。

課税限度額の改正につきましては、平成9年度に52万円から53万円に引き上げて以来の改正でありまして、今回の改正によりまして影響を受けます世帯は、平成18年度の課税状況から試算しますと、およそ370世帯、金額にいたしまして1,080万円程度になるものと見込まれております。

なお、課税限度額の引上げを行うことにより、中間及び低所得者層の負担の軽減につながるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 国保税は以前から高いということで、町民の方の負担が大きいということが心配されてきているものなのですが、さらに今回3万円の限度額が引上げということになりますと、ますます困難な状況が広がってくるというふうに思います。

今、副町長の説明では、今回の引上げの対象が370世帯の金額で1,180万円ということですが、限度額でありますから当然所得の高い人たちということになってくるのですけれども、しかし、ギリギリといいますか、ちょうど分岐点にいらっしゃる方で、この改正によって対象になってしまった、これがどのぐらいの世帯になるのかということが一つお伺いしたいところです。

それともう一つ、この1年間、随分問題にしてきました税の税制の改正によりまして、公的年金の控除の縮小と、それから老齢年金の廃止がございましたね。この方たちは、今回は所得が上がらないのに引き上げられるということが生まれてきます。所得が上がらないのに、控除がなくなったために、実質的には収入は増えていないのだけれども、所得が上がって限度額に達してしまう。さらにそれが今回引上げによって、3万円さらに上乘せになると。こういうふうに影響出てきている家庭は何世帯、どのぐらいになりますか。金額ではどのぐらいになりますか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ギリギリの世帯ということなのですけれども、影響額が、先ほど1,080万円程度ということでございますけれども、1世帯当たりいたしますと2万8,800円ぐらいということで、もちろん一番大きい方は3万円なのですけれども、一番小さい方が995円ということでございます。それ以外の方については、大体1万円程度以上の影響を及ぼすということで、1万円以下の方につきましては10世帯ほど影響があると。この方については、所得が、この影響を及ぼす中の方々の中では低い方だということで、大体平均所得につきましては1,050万円程度の方が影響を及ぼすということでございます。

それと、2点目の年金の控除の関係については、影響がある方についてはいらっしゃいません。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 一昨年ですか、税制改正によって、国民健康保険税が、収入は増えないけれども所得が上がって引上げになる人がどのぐらいいらっしゃるかと伺ったときに、400人を超えていらっしゃるというふうにお答えいただいていたのですよね。

この400人は、もちろん全部ですから、限度額が変わっただけではなくて、全体の中で400人の影

響ですが、限度額が変わるといっても、これはこの方たちもいろんな所得の方がいらっしゃるわけだから、上の方が全くいないということにはならないのではないかと思いますので、どうですか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ただいま、中橋議員が言われた関係で影響を受ける方はいらっしゃいません。今回の限度額引上げにおいて、影響を受ける方はいらっしゃいません。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） わかりました。そうしたら、特に年金所得の方たちの影響などを心配したわけですが、そういう方は今回含まれていないということでもありますね。

ただ、そうであったにしても、今回3万円の引上げ、平均にしますと1万円程度の影響ということでもありますけれども、他の保険から比べて国保が高いということはずっと申し上げてきたところですよ。今回の引上げによって、その差というのはさらに広がってくるのではないかというふうに思います。払税能力を超えている。さらに上げることが、どれだけ住民に影響を与えていくかという点については、担当の方でもきちっと押さえられて提案されているのだろうというふうに思うのですが、私はやはり、暮らしの中に直接影響を与えてくるような、このような引上げというのは慎重にあるべきだというふうに思うのですよね。

それで、限度額も自治体によっては、国の改正のとおりに行っているところが多いのですが、しかし、そのとおりに行わないで、実際には引き下げてやっているところもあると思います。十勝管内でもあるのではないかと思います。その辺の実態も全部押さえられて提案されているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 十勝管内で今回引き上げしないのは帯広市だけでございます。その他の町村については引き上げるというふうに伺っております。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[監査委員の選任]

○議長（古川 稔） 日程第21、議案第32号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

助川順一議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

（助川議員退場）

○議長（古川 稔） 説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第32号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、前監査委員でありました大野和政氏の後任として、幕別町字猿別424番地の6、助川順一氏を選任いたしたく同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料11ページに記載してございますので、ご参照いただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
この際、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

13：12 休憩

13：13 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を続けます。

[副町長の選任]

○議長（古川 稔） 日程第 22、議案第 33 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 33 号、副町長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、西尾治副町長が、5 月 12 日をもって任期満了となりますことから、その後任として、高橋平明君を選任いたしたく同意を求めるものであります。

なお、同君の経歴などにつきましては、議案説明資料 12 ページに記載してございますので、ご参照いただきご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（古川 稔） ただいまの出席議員は、19 人です。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙の配付）

○議長（古川 稔） 投票用紙の配付もれはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱の点検）

○議長（古川 稔） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、事務局の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（堂前芳昭） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、

7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10 番前川敏春議員、11 番芳滝議員、12 番中野議員、13 番乾議員、14 番永井議員、15 番杉山議員、16 番大野議員、17 番杉坂議員、18 番助川議員、19 番千葉議員。

以上です。

○議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○議長（古川 稔） 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に中橋議員及び谷口議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 19 票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成 19 票。

以上のおおりに、賛成が多数であります。

よって、本案は原案のおおりに可決されました。

暫時休憩します。

13：22 休憩

13：22 再開

○議長（古川 稔） 休憩を解いて再開いたします。

[副町長挨拶]

○議長（古川 稔） ここで、ただいま副町長に選任されました高橋平明君より発言を求められておりますので、これを許します。

高橋平明君。

○（高橋平明） 議長のお許しを得ましたので、一言お礼を申し上げます。

ただいまは、副町長の選任についてご同意を頂き、お礼を申し上げます。

しかしながら、その職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

この上は、岡田町政推進の補佐役として、誠心誠意務める所存であります。何分にも未熟な私でありますので、議員の皆さまのご指導ご鞭撻を心よりお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

（拍手）

[教育委員の任命]

○議長（古川 稔） 日程第 23、議案第 34 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 34 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、議案第 33 号でご説明いたしましたとおり、現教育委員会委員の高橋平明氏を、本年 5 月

13日付けで副町長に選任いたしますことから、新たに金子隆司氏を任命いたしたく同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の13ページに記載しておりますので、ご参照いただきご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（古川 稔） ただいまの出席議員は、19人です。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙の配付）

○議長（古川 稔） 投票用紙の配付もれはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱の点検）

○議長（古川 稔） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、事務局の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（堂前芳昭） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番中橋議員、2 番谷口議員、3 番斉藤議員、4 番藤原議員、5 番堀川議員、6 番前川雅志議員、7 番野原議員、8 番増田議員、9 番牧野議員、10 番前川敏春議員、11 番芳滝議員、12 番中野議員、13 番乾議員、14 番永井議員、15 番杉山議員、16 番大野議員、17 番杉坂議員、18 番助川議員、19 番千葉議員。

以上です。

○議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○議長（古川 稔） 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に斉藤議員及び藤原議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票。

以上のおおり、賛成が多数であります。

よって、本案は原案のおおり可決されました。

暫時休憩します。

13：31 休憩

13：31 再開

○議長（古川 稔） 休憩を解いて再開いたします。

[教育委員挨拶]

○議長（古川 稔） ここで、ただいま教育委員に選任されました金子隆司君より発言を求められていますので、これを許します。

金子隆司君。

○（金子隆司） 議長のお許しを頂きましたので、一言お礼を申し上げます。

収入役に選任されてから、2年と二ヶ月経過いたしました。この間、議員の皆さまには、それぞれのお立場でご支援とご協力を頂きましたことに、心から厚く感謝とお礼を申し上げます。

また、ただいまは教育委員として選任同意を頂き、身に余る光栄と重ねてお礼を申し上げます。

もとより、浅学非才の身であり、その職務と職責の重さに改めて身の引き締まる思いではありますが、私としては、誠心誠意、幕別町の教育行政の振興と発展のため最大限の努力をいたす所存であります。

どうか議長をはじめ、議員の皆さまには、今までと同様のご指導とご鞭撻を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。

どうかよろしくお願いをいたさいます。

（拍手）

[継続審査申出配付]

○議長（古川 稔） ここで、継続審査の申出書配付のため暫時休憩します。

13：32 休憩

13：33 再開

[継続審査の申出]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第24、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

議会運営委員長から議会運営に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、委員の任期満了まで閉会中も継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[西尾副町長退任挨拶]

○議長（古川 稔） ここで、西尾治副町長より発言の申出がありますので、これを許します。

西尾副町長。

○副町長（西尾 治） 議長のお許しを頂きましたので、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

私は、昭和45年に幕別町役場に奉職をいたしました。37年余になりますか。本当に長い間、多くの人に支えられ、今年12日をもって退任することを、無事できることとなりました。本当に心から感謝をしているところであります。

特に平成11年から2期8年にわたりまして、助役職、副町長職として、特に議会の皆さんとも多くのかかわりを持たせていただきました。

前期の4年間は、もう無我夢中で一生懸命走っておりまして、答弁に立つときも本当に挑みかかるような、時には顔を硬直させて一生懸命答弁したのを今思い起こしております。

2期目の4年間は、何といても合併問題に明け暮れたな。そんな思いであります。

特に、最終的には、忠類村さんとの真摯な協議の中で、合併が管内唯一成就できたということ、本当に私も心からうれしく思っておりますし、これからのまちづくりに本当にいい意味でのこの効果が現れてくるのだらうと、そんな思いでいっぱいあります。

これから、先ほど、町長のご挨拶にもありましたように、地方自治体、特に私が助役になって以降、大変な時代を迎えております。右肩上がりの時代が終わりまして、財政的にもいろんな面で制度的にも大変な時代を迎えようとしているのだな。そんな思いであります。

議会も行政も、町民の幸せを求めるところでは、思いは一つなのだろうと、そんな思いをいたしております。是非とも、議会の皆さんと行政が真摯に議論を重ねる中で、是非とも将来に向かって本当に住みよいまちづくりのために頑張ってくださいことを、私自身もご期待をしているところでございます。

本当に長い間お世話になりました。

ありがとうございました。

[閉議・閉会宣]

○議長（古川 稔） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成19年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

13：36 閉会